

藤沢市地域公共交通会議設置要綱（案）

（目的及び設置）

第1条 本市は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の第4条第2項の規定に基づき、藤沢市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）藤沢市の地域公共交通施策に関する事項
- （2）地域のニーズに即した乗合運送サービスの運行形態、サービス水準
- （3）その他交通会議が必要と認める事項

（構成）

第3条 交通会議は、委員20人以内で構成する。

（委員）

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）市民
- （2）一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- （3）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- （4）関東運輸局長又はその指名する者
- （5）学識経験のある者
- （6）神奈川県警察
- （7）市職員
- （8）道路管理者、その他の交通会議の運営上必要と認められる者

（任期）

第5条 委員の任期は、2年を超えない期間とする。ただし、再任を妨げない。
2 前項の規定にかかわらず補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長等）

第6条 交通会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 交通会議は会長が招集し、会長がその議長となる。
ただし、委員の改選等により、新たに会長の選任が必要となる場合における会議の開催は、別に定める方法により開催することができる。
- 2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第2項の規定に関わらず、会長は、特に必要があると認める場合は、交通会議を書面により開催することができる。この場合における前項の規定の適用については、前項中「出席委員」とあるのは「委員」とする。
- 5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第8条 交通会議の庶務は、計画建築部都市計画課において処理する。

(協議結果の取扱い)

- 第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(雑則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

- この要綱は、平成25年 3月25日から施行する。
平成26年 3月25日から施行する。
平成27年 4月 1日から施行する。
令和 4年 4月 1日から施行する。
令和 5年11月13日から施行する。

藤沢市地域公共交通会議設置要綱の改正について

目 次

- | | | |
|---|--------------------|-------------|
| 1 | 道路運送法の改正について | ・ ・ ・ ・ ・ 1 |
| 2 | 藤沢市地域公共交通会議設置要綱（案） | ・ ・ ・ ・ ・ 8 |

第27回 藤沢市地域公共交通会議

2023年11月13日（月）

藤 沢 市

1. 道路運送法の改正について

令和5年10月1日に改正された道路運送法の施行に伴い、従前は一般乗合自動車運送事業の運賃及び、料金の設定又は変更（運賃等）の協議は、「地域公共交通会議」で行うこととされておりましたが、道路運送法第9条第4項で規定する協議会を行うとともに、同条第5項には、前記協議会に住民、利用者、その他利害関係者の意見を適切に反映させるため、公聴会の開催などの必要な措置を講じることが規定されました。

乗合事業に係る協議運賃の取扱いについて



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和 5 年 1 1 月 1 3 日
関東運輸局神奈川運輸支局

地域公共交通会議に関する規定の整理について



(国土交通本省説明資料より)

- 現行の道路運送法（以下「運送法」という。）第 9 条第 4 項は、一般乗合旅客自動車運送事業における協議運賃制度を規定している。
具体的には、一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、届出をもって足りることを規定している。
- 道路運送法施行規則（以下「運送法施行規則」という。）第 9 条の 2 においては、現行の運送法第 9 条第 4 項における関係者の間で協議が調ったときは、地域公共交通会議（又は地域交通法の協議会）で協議が調ったときと規定している。運送法施行規則第 9 条の 3 においては、地域公共交通会議の構成員を規定している。
- 改正法により、協議運賃においては、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、運送法第 9 条第 4 項各号に定める構成員により協議することとし、その構成員については、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとしたため、運送法施行規則第 9 条の 2 及び第 9 条の 3 について、整理を行う必要がある。
- 他方、運送法第 15 条の 2 第 1 項（事業計画変更）、第 20 条第 2 項（営業区域外旅客運送）、第 79 条の 4 第 1 項第 5 号（自家用有償旅客運送）については、運送法施行規則第 15 条の 4 第 2 号、第 18 条の 3、第 51 条の 7 により、地域公共交通会議で協議が調ったときを要件としており、地域公共交通会議は引き続き運送法施行規則において位置づける必要があるところ、運送法施行規則第 4 条に地域公共交通会議を規定し、構成員については、現行の運送法施行規則第 9 条の 3 第 1 項及び第 2 項に相当する規定を、第 4 条の 2（新設）に規定することとする。

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）

【旧】

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
- イ 道路管理者
- ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

2

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）

【新】

（地域公共交通会議の構成員）

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

六 自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている第四十九条に規定する特定非営利活動法人等

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
- イ 道路管理者
- ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

公共交通会議の構成員は、自家用有償運送に係る協議に関する明記がされたのみ（乗合を協議するに当たっては実質変更なし）

道路運送法（昭和26年法律第183号）

【旧】
（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条
4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

【新】
（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金） **運賃を協議するための協議会を新たに設置・・・構成員は以下4者**

第九条
4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

当該乗合事業者のみが参加

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

公聴会の開催等が義務付け

改正後の地域公共交通会議

	地域公共交通会議		地域公共交通会議
根拠	道路運送法施行規則 （第9条の3）	根拠	道路運送法施行規則 （第4条の2）
主な協議事項	・乗合旅客運送の態様 （路線定期・不定期、区域） ・運賃・料金等に関する事項 ・自家用有償旅客運送の必要性、 交通事業者による困難性 ・旅客から収受する対価に関す る事項 等	主な協議事項	・乗合旅客運送の態様 （路線定期・不定期、区域） ・自家用有償旅客運送の必要性、 交通事業者による困難性 ・旅客から収受する対価に関す る事項 等
対象	バス、タクシー、自家用有償旅客 運送	対象	変更なし
構成員	市町村又は都道府県 一般旅客自動車運送事業者及びそ の組織する団体 住民又は旅客 運輸局 事業者の運転者組織 道路管理者 都道府県警察 学識経験者その他地域公共交通会 議の運営上必要と認められる者	構成員	変更なし
		法第9条第4項の協議会 （協議運賃）	
		根拠	道路運送法（第9条第4項）
		協議事項	運賃・料金等に関する事項
		対象	一般乗合旅客運送
		構成員	市町村又は都道府県 運賃等を定めようとする一般乗合旅客 自動車運送事業者 運輸局 関係住民の意見を代表する者として指 名する者

法第9条第4項の協議会（協議運賃）

根拠	道路運送法（第9条第4項）
設置目的	従来「地域公共交通会議」にて協議されていた協議運賃について、今般の法改正の趣旨を踏まえ、独占禁止法に抵触しない形で協議を行うために設置する。
協議事項	地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議する。
対象	一般乗合旅客運送
構成員	市町村又は都道府県 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 運輸局 関係住民の意見を代表する者として指名する者
開催方法	独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定し、地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、上記構成員以外の地域公共交通会議構成員を退室又は別室で行うなど十分注意する。対面による開催の他、書面による協議もできるものとする。



6

法第9条第5項の公聴会の開催等について

道路運送法第9条第5項

道路運送法第9条第4項の規定による運賃等の協議にあたっては、あらかじめ、市町村又は都道府県は公聴会の開催、パブリックコメントの実施等により住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要がある。

公聴会等の手法

運送する路線等にかかる住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法としては、法令上、公聴会の開催は例示であり、以下の方法などが想定される。



①公聴会の開催
(住民)
(利用者)
(利害関係者)



②パブリックコメントの募集
(住民)
(利用者)
(利害関係者)



③市政広報誌への掲載
(住民)
(利用者)
(利害関係者)



④アンケート調査
(住民)
(利用者)



⑤事業者団体へのヒアリング
(利害関係者)

※（ ）内は想定する対象者

上記①、②、③はいずれかを実施、④と⑤は併せて実施することで道路運送法第9条第5項を満たすものと考えられる。

【参考】改正前の各種会議体の比較

	法定協議会	地域公共交通会議	運営協議会	地域協議会
根拠	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）	道路運送法施行規則（第9条の3）	道路運送法施行規則（第51条の8）	道路運送法施行規則（第15条の4第2項）
主宰	市町村（複数可）又は都道府県	市町村（複数可）又は都道府県	市町村（複数可）又は都道府県	都道府県
主な協議事項	・地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項 ・道路運送法の各種特例（右の地域公共交通会議、運営協議会と同じ）	・乗合旅客運送の態様（路線定期・不定期、区域） ・運賃・料金等に関する事項 ・自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 ・旅客から収受する対価に関する事項 等	・自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 ・旅客から収受する対価に関する事項 ※特定非営利活動法人等（申請者）に意見を聴取	・地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくり ・具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画の作成 ※特例は路線の休廃止のみ
対象	多様な交通モード	バス、タクシー、自家用有償旅客運送	自家用有償旅客運送	特に定めない
構成員	主宰者（市町村又は都道府県） 公共交通事業者・道路管理者・港湾管理者その他事業を実施すると見込まれる者 公安委員会、利用者、学識経験者その他地方公共団体が認める者 ※道路運送法の特例を受けるためには、地域公共交通会議の構成員を満たす必要がある	主宰者（市町村又は都道府県） 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 住民又は旅客 運輸局 事業者の運転者組織 道路管理者 都道府県警察 学識経験者その他地域公共交通会議の運営上必要と認められる者	主宰者（市町村又は都道府県） 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 住民又は旅客 運輸局 事業者の運転者組織 現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等 学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者	少なくとも都道府県、関係市町村、運輸局、関係旅客自動車運送事業者 ※分科会等を地域ごとに組織することも可

8

【参考】改正後の各種会議体の比較(令和5年10月1日施行)

	法定協議会	地域公共交通会議	運営協議会	法第9条第4項の協議会	地域協議会
根拠	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）	道路運送法施行規則（第4条の2）		道路運送法（第9条第4項）	道路運送法施行規則（第15条の4第2項）
主宰	市町村（複数可）又は都道府県	市町村（複数可）又は都道府県		-	都道府県
主な協議事項	・地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項 ・道路運送法の各種特例（右の地域公共交通会議、運営協議会と同じ）	・乗合旅客運送の態様（路線定期・不定期、区域） ・自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 ・旅客から収受する対価に関する事項 等 ※特定非営利活動法人等（申請者）に意見を聴取	←地域公共交通会議へ統合 ※ただし、経過措置により現に存する改正前の道路運送法施行規則第51条の7第1号に規定する運営協議会は、改正後の道路運送法施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議とみなされる。	・運賃・料金等に関する事項	・地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくり ・具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画の作成 ※特例は路線の休廃止のみ
対象	多様な交通モード	バス、タクシー、自家用有償旅客運送		一般乗合旅客運送	特に定めない
構成員	主宰者（市町村又は都道府県） 公共交通事業者・道路管理者・港湾管理者その他事業を実施すると見込まれる者 公安委員会、利用者、学識経験者その他地方公共団体が認める者 ※道路運送法の特例を受けるためには、地域公共交通会議の構成員を満たす必要がある	主宰者（市町村又は都道府県） 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 住民又は旅客 運輸局 事業者の運転者組織 道路管理者 都道府県警察 学識経験者その他地域公共交通会議の運営上必要と認められる者 ※現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等		市町村又は都道府県 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 運輸局 関係住民の意見を代表する者として指名する者 ※市町村又は都道府県は、協議するときは、あらかじめ、公聴会の開催等関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる	少なくとも都道府県、関係市町村、運輸局、関係旅客自動車運送事業者 ※分科会等を地域ごとに組織することも可

6

9

道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議等において協議が調っていることの証明書 令和〇〇年〇〇月〇〇日に開催した〇〇地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。 記 1. 協議が調っている路線又は営業区域 2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間 3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇地域公共交通会議 会長〇〇 〇〇	(乗合様式例) 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書 令和〇〇年〇〇月〇〇日に開催した〇〇協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。 記 ・協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法 ・運賃を適用する路線又は営業区域 ・適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件 ・運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇協議会	(乗用様式例) 道路運送法第9条の3第3項及び同法施行規則第10条の5第2項に掲げる協議が調っていることの証明書 令和〇〇年〇〇月〇〇日に開催した〇〇協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。 記 ・協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法 ・運賃を適用する営業区域 ・適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件 ・運賃を定める一般乗用旅客自動車運送事業者の氏名又は名称 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇協議会
--	--	---

2. 藤沢市地域公共交通会議設置要綱（案）

「1. 道路運送法の改正について」を踏まえ、「藤沢市地域公共交通会議設置要綱（案）」に記載の関連条項等の変更点について、次頁以降に記載し、その他、軽微な内容も併せて改正するものです。

藤沢市地域公共交通会議設置要綱（案）

（目的及び設置）

第1条 本市は、~~一、~~道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の~~第9条の2第4条第2項~~の規定に基づき、~~一、~~藤沢市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、~~一、~~前条の目的を達成するため、~~一、~~次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）藤沢市の地域公共交通施策に関する事項
- （2）地域のニーズに即した乗合運送サービスの運行形態、~~一、~~サービス水準、~~一、~~運賃等
- （3）その他交通会議が必要と認める事項

（構成）

第3条 交通会議は、~~一、~~委員20人以内で構成する。

（委員）

第4条 交通会議の委員は、~~一、~~次に掲げる者のうちから、~~一、~~市長が委嘱し、~~一、~~又は任命する。

- （1）市民
- （2）一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- （3）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- （4）関東運輸局長又はその指名する者
- （5）学識経験のある者
- （6）神奈川県警察
- （7）市職員
- （8）道路管理者、~~一、~~その他の交通会議の運営上必要と認められる者

（任期）

第5条 委員の任期は、~~一、~~2年を超えない期間とする。ただし、~~一、~~再任を妨げない。
2 前項の規定にかかわらず、~~一、~~補欠の委員の任期は、~~一、~~前任者の残任期間とする。

（会長等）

第6条 交通会議に、~~一、~~会長及び副会長を置き、~~一、~~委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、~~一、~~交通会議を代表し、~~一、~~会務を総括する。
3 副会長は、~~一、~~会長を補佐し、~~一、~~会長に事故があるとき、~~一、~~又は会長が欠けたときは、~~一、~~その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 交通会議は会長が招集し、~~一~~、会長がその議長となる。
ただし、委員の改選等により、新たに会長の選任が必要となる場合における会議の開催は、別に定める方法により開催することができる。
- 2 交通会議は、~~一~~、委員の過半数の出席がなければ、~~一~~、会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、~~一~~、出席委員の過半数で決し、~~一~~、可否同数のときは、~~一~~、議長の決するところによる。
- 4 第2項の規定に関わらず、~~一~~、会長は、~~一~~、特に必要があると認める場合は、~~一~~、交通会議を書面により開催することができる。この場合における前項の規定の適用については、~~一~~、前項中「出席委員」とあるのは「委員」とする。
- 5 会長は、~~一~~、会議の運営上必要があると認めるときは、~~一~~、委員以外の者を会議に出席させ、~~一~~、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第8条 交通会議の庶務は、~~一~~、計画建築部都市計画課において処理する。

(協議結果の取扱い)

- 第9条 交通会議において協議が調った事項について、~~一~~、関係者はその結果を尊重し、~~一~~、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(雑則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、~~一~~、議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、~~一~~、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、~~一~~、平成25年 3月25日から施行する。

平成26年 3月25日から施行する。

平成27年 4月 1日から施行する。

令和 4年 4月 1日から施行する。

令和 5年11月13日から施行する。